

日本水産工学会誌投稿規程

日本水産工学会

【総則】

会誌「水産工学」へ投稿する投稿者が遵守すべき基本的事項を以下に定める。

【投稿原稿の種類と内容】

1. 研究論文

水産工学に寄与する最新の研究成果で、次の基準に合致した内容のものとする。

- ① 1編ごとに論文としての体裁が整い、オリジナリティがあり、水産工学に関する学理及び技術の進歩向上に貢献すると見なされるもの、あるいは応用的に価値の高いもの。
- ② 未公開のものであること（二重投稿にならないように留意すること）。

2. 短報

論文の体裁を整えていなくても、オリジナリティが高く、新しい発想、仮説に基づく報告または研究速報で、水産工学に関する学理及び技術の進歩向上に寄与すると見なされる未公開のもの。

3. 報文

水産工学に係る実験・調査、計画・施工等に関し、保存価値のある事柄で、学理及び技術に関連して会員の参考になると見なされるもの。

4. 討議

1年以内に掲載された研究論文、短報、報文に対する読者からの意見討議。

5. 口絵、論説、資料、講座、解説、文献抄録、新刊書紹介、学会賞受賞講演

その他広く水産工学に関連して会員の参考になると見なされるもの。

【投稿の資格者】

投稿資格者は会員に限るが、会員以外の共著者がいることは差し支えない。

【投稿の方法】

以下のものを日本水産工学会のホームページで指示する送付先に提出する。なお、原稿一式（原稿、図表、写真、他）と投稿票を保存した電子ファイルを電子メールに添付して提出することを原則とするが、原稿一式と投稿票を保存した電子ファイルを納めた電子媒体の郵送による提出も可とする。

- ① 編集委員会において別に定める執筆規程に従って作成した原稿一式を保存した電子ファイル
- ② 学会指定の投稿票を保存した電子ファイル
- ③（郵送の場合）原稿一式および投稿票を保存した電子ファイルを納めた電子媒体

【投稿原稿の取り扱い】

- ①投稿原稿の取り扱いは、編集委員会の指示に従うものとする。
- ②投稿原稿は、編集委員会において別に定める審査要領により審査し、これにより処理する。

【費用の負担】

以下の費用については実費相当額を著者負担とする。

- ①執筆規程で定める刷り上がり頁数の上限を越える分の印刷費。
- ②カラー写真（図表含む）の印刷費。
- ③別刷作成費。
- ④査読者の要請により英文添削を外注することがあり、その場合の費用。

【著者校正】

誤植防止のため、著者に校正刷を送り、初校をお願いする。著者校正の際、編集委員会が指示する修正以外には原稿（特に図面）の訂正は認められない。校正刷は受け取り後、速やかに校正して返送する。

【著作権】

①引用・転載に係わる著作権の取り扱い

他の印刷物から図・表・写真等を引用または転載する場合、著作権に関する事項は著者が事前に解決しておかなければならない。

②掲載された著作物に係わる著作権の帰属

会誌に掲載された著作物の著作権（「翻訳権、翻案権等二次的著作物の創作権」および「二次的著作物の利用に関する権利」を含む）は本会に帰属する。

③掲載された著作物に係わる著作権の行使

著者は会誌に掲載された著作物について著作権の行使を本会に委任しなければならない。但し、当該著作権者が自らこれを行うことを妨げない。

【原稿の受付日及び受理日】

原稿受付日は、原稿が編集委員会に届いた日とする。原稿受理日は、原稿審査が終了した原稿が編集委員会に届いた日とする。

【会誌刊行後の正誤訂正】

著者から正誤の申し出があった場合、原稿と対照し、最寄りの号に正誤表を掲載する。

【規程の変更】

この規程は、理事会出席者（委任状を含む）の2/3以上の賛成を得て変更することができる。

(昭和 39 年 6 月 20 日制定)

(昭和 62 年 9 月 28 日改定)

(平成 4 年 11 月 4 日改定)

(平成 11 年 5 月 29 日改定)

(平成 18 年 12 月 21 日改定)

(平成 27 年 2 月 27 日改定)

(令和 3 年 2 月 5 日改定)